

## 日本国特許庁(JPO)とエジプト特許庁(EGYPO)との間の特許審査ハイウェイ試行プログラムに関する日本国特許庁への申請手続(仮訳)

出願人は、エジプト出願(第一部)又は PCT 国際出願(第二部)の成果物を基礎とした日本・エジプト間の特許審査ハイウェイ(以下、「PPH」という)試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たす日本国特許庁への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

出願人は、「早期審査・審理ガイドライン」<sup>1</sup>に示される手順に基づいて申請書「早期審査に関する事情説明書」を提出してください。この PPH 試行プログラムの下では、「早期審査に関する事情説明書」における「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載を省略することができます。

PPH の申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、両庁は、特許審査ハイウェイ試行プログラムを終了することがあります。特許審査ハイウェイ試行プログラムを終了する場合は、その旨、事前に公表されます。

PPH 試行プログラムの試行は 2023 年 6 月 1 日から 3 年間行い、2026 年 5 月 31 日に終了する予定です。ただし、プログラム実施に関して調査と評価がエジプト特許庁と日本国特許庁により共同で行われた後に延長される可能性があります。

---

<sup>1</sup> <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/index/guideline.pdf>

## 第一部

### エジプト特許庁の国内出願の成果物を利用した特許審査ハイウェイ

#### 1. 申請要件

- (a) PPHが申請される日本出願及びPPH申請の基礎であるエジプト出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。

例えば、日本出願(PCT出願の国内移行出願も含む)が、

- (i) エジプト出願からのパリ条約に基づき正当に優先権を主張している出願である(別紙 I の図 A、B、C、H、I 及び J 参照)、又は、
- (ii) エジプト出願(PCT出願の国内移行出願も含む)に関してパリ条約に基づく正当な優先権主張の基礎となっている出願である(別紙 I の図 D 及び E 参照)、又は、
- (iii) エジプト出願(PCT出願の国内移行出願も含む)と同一の優先権基礎出願を有する出願である(別紙 I の図 F、G、L、M 及び N 参照)、又は、
- (iv) 優先権主張を伴わない同一の PCT 出願の国際出願から派生する日本出願及び対応するエジプト出願双方が PCT 出願の国内移行出願であること(別紙 I の図 K 参照)。

当該出願が複数のエジプト出願又は優先権を伴わない PCT 出願を優先権の基礎とするもの、又は、当該出願が分割出願であっても、出願日が原出願に遡及し原出願が上記の(i)～(iv)に該当するものであれば認められます。

この PPH 試行プログラムは、エジプト特許庁の「実用新案」に基づく申請には適用されません。

- (b) 対応する少なくとも一のエジプト出願が存在し、エジプト特許庁により特許性／特許可能性有りと判断された一又は複数の請求項を有すること。

対応する出願には、当該出願の優先権主張の基礎となる出願、優先権主張の基礎となるエジプト出願から派生した出願(例えばエジプト出願の分割出願)、又は PCT 出願のエジプトにおける国内移行出願があります。

請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてエジプト特許庁の審査官が明確に当該請求項を特許可能性／特許性が有ると特定した場合、「特許可能性／特許性が有ると判断された」こととなります。オフィスアクションは、下記を含みます。

- (i) 特許査定
- (ii) 補正理由通知書
- (iii) 関係省庁への移行の決定
- (iv) 審決

- (c) PPH に基づく審査を申請する当該出願のすべての請求項は、対応するエジプト出願が特許

**可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。**

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、日本出願の請求項がエジプト出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、日本出願の請求項の範囲がエジプト出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。

例えば、エジプト出願の請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられる特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。エジプト特許庁で特許可能と判断される請求項に対し、新たな／異なるカテゴリーの請求項を導入する日本出願の請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、エジプト特許庁における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、日本国特許庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入する場合、日本出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PPH 試行プログラムへの参加申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、エジプト出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

**(d) 当該出願に関し日本国特許庁において、PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。(別紙1の図O参照)**

**(e) 日本国特許庁において、PPH 申請時又はその前に、「実体審査への申請」が行われていないなければならないこと。**

## **2. 提出書類**

以下の(a)~(d)の書類を「早期審査に関する事情説明書」に添付して提出する必要があります。なお、場合によっては下記書類の提出を省略できる書類もありますが、その場合にも、提出を省略する書類名を「早期審査に関する事情説明書」中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記入例をご参照ください)。

**(a) 対応するエジプト出願に対してエジプト特許庁から出された(エジプト特許庁における特許性の実体審査に関連する)すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文<sup>2</sup>。**

翻訳文の言語として日本語又は英語が利用可能です。

**(b) エジプト特許庁により特許性／特許可能性有りと判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文<sup>2</sup>。**

翻訳文の言語として日本語又は英語が利用可能です。

**(c) エジプト特許庁の審査官が引用した引用文献の写し**

<sup>2</sup> 翻訳は機械翻訳でも構いませんが、不十分な翻訳により、審査官が翻訳されたオフィスアクション又は請求項の概要を理解できない場合は、再提出を求められる場合があります。

## 第一部 エジプト特許庁の国内出願成果物を利用した特許審査ハイウェイ

引用文献が特許文献であれば、通常、日本国特許庁が有しているため、出願人は、提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が有していない特許文献の場合には、審査官の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

### (d) 請求項対応表

PPH を申請する出願人は、日本出願のすべての請求項と対応するエジプト出願で特許性／特許可能性有りと判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。

請求項が直訳である場合には単に「同一である旨」を、請求項対応表に記載するのみでよいです。単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記 1.(c)に記載の観点から、そのような差異があっても各請求項が十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください)。

なお、上記(a)~(d)の書類について、同時又はすでになされた他の手続において日本国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

## 3. PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する場合の「早期審査事情説明書」の記載要領

### (1) 事情

日本国特許庁に対して PPH 試行プログラムによる早期審査の申請を行う場合、出願人は「早期審査・審理ガイドライン」<sup>3</sup>に示される手順に基づいて申請書「早期審査に関する事情説明書」を提出する必要があります。

出願人は、1.(a)の(i)~(iv)のいずれかに該当する出願であり、PPH 試行プログラムに基づき早期審査を申請する旨、記載しなければなりません。また、対応するエジプト出願の出願番号、公報番号又は特許番号も記載する必要があります。

\* 特許性／特許可能性有りと判断された一以上の請求項を含む出願と、1.(a)の(i)~(iv)に該当するエジプト出願が異なる場合。

(例えば、分割出願に対して特許可能との判断がなされた場合)、特許性／特許可能性が有るとの判断がなされた請求項を含む出願の出願番号、公報番号又は特許番号と、(i)~(iv)に該当する出願との関係も記載しなければなりません。

### (2) 提出書類

上記 2.に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして記載してください。提出の省略が可能な書類についても記載してください。

<sup>3</sup> <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/index/guideline.pdf>

**(3) 注意事項**

「早期審査に関する事情説明書」の様式は、オンライン手続と書面手続とで異なります。記入の際には各記入様式を参考にしてください。

## 第二部

### エジプト特許庁の PCT 国際段階の成果物を利用した特許審査ハイウェイ (PCT-PPH)

#### 1. 申請要件

PCT-PPH の申請がなされた日本国特許庁への出願は、下記の要件を満たす必要があります。

- (1) 当該出願に対応する PCT 出願の国際段階における成果物(国際出願成果物)、すなわち国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA) 又は国際予備審査報告書(IPER)のうち、最新に発行されたものにおいて特許性／特許可能性(新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも 1 つ存在すること。

ただし、上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER はエジプト特許庁が国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として作成したものに限り、優先権主張の場合、優先権を主張する請求項はいずれの庁に出願されたものであっても構いません。別紙 II 図(A')を参照してください(ZZ は任意の国内出願)。

出願人は、国際調査報告(ISR)のみに基づいて PCT-PPH を申請することはできません。

PCT-PPH 申請の基礎となる WO/ISA、WO/IPEA 又は IPER の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正の如何にかかわらず、出願人は請求項の特許性について釈明しなければなりません。出願人が特許性について釈明しない場合、当該出願は PCT-PPH 試行プログラムへの参加が認められません。なお、釈明が妥当であるか否か、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正がなされたか否かは PCT-PPH への参加可否についての判断に影響しません。

- (2) 当該出願と対応する国際出願とは下記要件のいずれか一の関係を満たす。

(A) 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である。(別紙 II 図(A), (A')及び(A'')参照)

(B) 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている。(別紙 II 図(B)参照)

(C) 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。(別紙 II 図(C)参照)

(D) 当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願である。(別紙 II 図(D)参照)

(E) 当該出願は、上記要件(A)~(D)のいずれか一を満たす出願の派生出願(分割出願、国内優先権を主張する出願等)である。(別紙 II 図(E1)~(E3)参照)

- (3) PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、日本出願の請求項が最新国際成果物で特

## 第二部 エジプト特許庁の PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ

許可能性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、日本出願の請求項の範囲が最新国際成果物で特許可能性有りと示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。

例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

最新国際成果物で特許性有りと示された請求項に対し、新たな、又は異なったカテゴリーを導入する日本出願の請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、最新国際成果物で特許可能性有りと示された請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、日本出願の請求項が対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、日本出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PCT-PPH 試行プログラムの参加申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、最新国際成果物において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

- (4) 当該出願に関し日本国特許庁において、PPH 申請時に実体審査の着手がされていないこと。

## 2. 提出書類

PCT-PPH に基づく申請を行う際、申請様式に添付して下記の書類(1)~(4)を提出する必要があります。

ただし、場合によっては提出が必要でない場合でも、PPH 申請用紙に書類名の記載が必要です。(詳細は、各例を参照)

- (1) 請求項が特許性／特許可能性有りと判断が記載された最新国際成果物の写しとその翻訳文<sup>4</sup>

日本語又は英語が翻訳言語として受け付け可能です。最新の PCT 成果物が PATENT SCOPE(商標登録)<sup>5</sup>により、英語で提供されている場合、日本国特許庁によって要求されない限り、出願人は当該書類を提出する必要はありません(WO/ISA 及び IPER は通常、優先日の 30 カ月後にそれぞれ「IPRP 第 1 章」及び「IPRP 第 2 章」として入手可能)。

- (2) 対応する国際出願の最新国際成果物で特許性／特許可能性有りと示された請求項の写しとその翻訳文

日本語又は英語が翻訳言語として受け付け可能です。特許性／特許可能性有りと示された請求項の写しが、“PATENTSCOPE(登録商標)”を介して、英語で取得可能(例:当該出願の国際公開パンフレットが発行済み)な場合、日本国特許庁から要求されない限り、出願人はその提出を省略することができます。

<sup>4</sup> 翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳されたオフィスアクション又は請求項の概要を不十分な翻訳のため、理解できない場合は、再提出を求められる場合があります。

<sup>5</sup> <http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>

**(3) 対応する国際出願の最新国際成果物で引用された文献の写し**

引用文献が特許文献であれば、提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が当該文献を入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。また、非特許文献は、常に提出する必要があります。引用文献の翻訳文は提出不要です。

**(4) 当該出願の全ての請求項と、特許性／特許可能性有りと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表**

請求項が直訳であるような場合には単に「同一である」旨を、請求項対応表に記載し、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、そのような差異があっても各請求項が十分に対応していることを説明してください。

なお、上記(1)~(4)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいて日本国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

**3. PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する場合の早期審査に関する事情説明書記載要領**

**(1)事情**

日本国特許庁に対して PPH 試行プログラムによる早期審査の申請を行う場合、出願人は「早期審査・審理ガイドライン」<sup>6</sup>に示される手順に基づいて申請書「早期審査に関する事情説明書」を提出する必要があります。

出願人は、1.(2)の(A)~(E)のいずれかに該当する出願であり、PPH 試行プログラムに基づき早期審査を申請する旨、記載しなければなりません。また、対応するエジプト出願の出願番号、公報番号又は特許番号も記載する必要があります。

**(2)提出書類**

上記 2.に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして記載してください。提出の省略が可能な書類についても記載してください。

**(3)注意事項**

「早期審査に関する事情説明書」の様式は、オンライン手続と書面手続とで異なります。記入の際には各記入様式を参考にしてください。

<sup>6</sup> <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/index/guideline.pdf>



## Example form of the Explanation of Circumstances Concerning Accelerated Examination

(Example of the request based on the claims indicated patentable/allowable in the written opinion of the report on the state of the art)

【書類名】	早期審査に関する事情説明書	} Bibliographical items
The name of this paper		
【提出日】	令和00年00月00日	
Date of filing		
【あて先】	特許庁長官殿	
Destination		
【事件の表示】		
【出願番号】	特願 0000-000000	
Application number		
【提出者】		
【識別番号】	000000000	
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇丁目	
【氏名又は名称】	〇〇〇〇〇	
The name and address of who submit this		
【代理人】		
【識別番号】	000000000	
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇丁目	
【氏名又は名称】	〇〇 〇〇	
The name and address of the attorney		
【早期審査に関する事情説明】		
The explanation of circumstances concerning accelerated examination		
1. 事情		
特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行う。		
本出願はエジプト特許庁への出願(特許出願番号00000000)をパリ条約に基づく優先権の基礎出願とする出願である。当該エジプト出願に対しては、エジプト特許庁により特許査定が発行されている。		
1. Circumstances		
The accelerated examination is requested under the PPH program.		
This application is an application validly claiming the priority under the Paris Convention to the corresponding EGYPO application (the application number is 000000000), and the Decision of Grant a Patent has been issued by the EGYPO.		

以下において、「引用非特許文献1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座(第11巻)コンピュータ・アーキテクチャ」、第2版、株式会社近代科学者、1985年11月、p.123-127」である。

In what follows, “non-patent literature1” is “Yoichi Muraoka, Lecture of Computer Science (vol.11) computer architecture, 2<sup>nd</sup> edition, Scientist com, Nov. 1985, p.123-127.”

If the name of the document is long (over than 50 letters), it is impossible to write it down directly to the column “【物件名】.” Please write down the full name of the document in the column “【早期審査に関する事情説明】” and name it properly. Then write the name in the column “【物件名】.”

【提出物件の目録】

The list of submitted documents

List up the documents to be submitted

- 【物件名】 PPH 申請書 1
- 【物件名】 \*\*年\*\*月\*\*日付の拒絶理由通知書の写し及びその翻訳文 1
- 【物件名】 \*\*年\*\*月\*\*日付の特許査定書の写し及びその翻訳文 1
- 【物件名】 特許可能と判断された請求項の写し及びその翻訳文 1
- 【物件名】 引用非特許文献1 1

(The name of the document) PPH request form 1  
(The name of the document) Copy and translation of Notification of Reasons for Refusal in the EGYPO on (date) 1  
(The name of the document) Copy and translation of grant in the EGYPO on (date) 1  
(The name of the document) Copy and translation of the claims indicated patentable in the report on the state of the art and written opinion in the EGYPO on (date) 1  
(The name of the document) Cited non patent literature1 1

Use the same name as “【物件名】” under “【提出物件の目録】.”

【添付物件】

The list of attached documents

- 【物件名】 PPH 申請書
- PPH request form

【内容】

PPH申請書  
(REQUEST FOR PARTICIPATION IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) PILOT PROGRAM)

Attach the document here as image file or text.

A. 書誌事項 (Bibliographic Data)

出願番号 (Application Number) 特願0000-000000

B. 必要事項 (Request)

出願人による以下に基づく特許審査ハイウェイの申請:  
(Applicant requests participation in the Patent Prosecution Highway (PPH) pilot program based on:)

先行庁 (国際調査機関又は国際予備審査機関を含む) (Office of Earlier Examination (OEE))	エジプト特許庁(EGPYO)				
先行庁の審査書類形式 (OEE Work Products Type)	<input checked="" type="checkbox"/> 国内出願の審査結果を利用(PPH又はPPH MOTTAINAI) (National/Regional Office Action(s)) <input type="checkbox"/> PCT国際段階成果物を利用(PCT-PPH) (WO-ISA, WO-IPEA or IPER)				
先行庁の対応出願番号(国際出願番号含む) (OEE Application Number) (Incl. PCT Application Number)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>000000000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		000000000		
	000000000				

C. 必要書類 (Required Documents)

I. 先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文  
(OEE Work Products and, if required, Translations)

- 先行庁のオフィスアクションの写しを添付する  
(A copy of OEE work products is attached; or)  
 ドシエ照会又はPATENTSCOPEにおいて、オフィスアクションの情報が提供されている  
(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)
- 上記1. の日本語又は英語の翻訳文を添付する  
(A translation of documents in 1 in a language accepted by the Office is attached; or)  
 ドシエ照会又はPATENTSCOPEにおいて、上記1. の英語翻訳が提供されている  
(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)

II. 先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文  
(Patentable/Allowable Claims Determined by OEE and, if required, Translations)

- 先行庁出願において特許可能と判断された全請求項の写しを添付する  
(A copy of all claims determined to be patentable/allowable by OEE is attached; or)  
 ドシエ照会又はPATENTSCOPEにおいて、特許可能と判断された全請求項の情報が提供されている  
(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)
- 上記3. の日本語又は英語の翻訳文を添付する  
(A translation of documents in 3 in a language accepted by the Office is attached; or)  
 ドシエ照会又はPATENTSCOPEにおいて、上記3. の英語翻訳が提供されている  
(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)

III. 引用文献 (Documents Cited in OEE Work Products (if required))

- 引用非特許文献を添付する  
(A copy of all documents cited in OEE work products is attached (excluding patent documents); or)  
 引用非特許文献も引用特許文献もなし  
(No references cited)

<b>IV. 先の提出書類の援用の表示 (Previously submitted documents)</b>			
6. <input type="checkbox"/> 上記において「添付する」とチェックした書類のうち、先に提出した書類を援用する (If any of the above mentioned documents have been submitted before, please specify:)			
	(先行庁のオフィスのアクションの写し、及び、その翻訳文)		
	<input type="text"/>		
	(先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文)		
	<input type="text"/>		
	(引用非特許文献)		
	<input type="text"/>		
<b>V. 提出物件 (援用する物件は除く) (List of names of documents submitted)</b> 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。			
<b>VI. 提出を省略する物件 (List of names of documents omitted for submission)</b>			
	(先行庁のオフィスのアクションの写し、及び、その翻訳文)		
	<input type="text"/>		
	(先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文)		
	<input type="text"/>		
	(引用特許文献)		
	<input type="text" value="ドイツ出願公開第0000000号公報"/>		
	<input type="text" value="日本国特許第00000号公報"/>		
<b>D. 請求項の対応関係 (Claims Correspondence)</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 先行庁の特許可能な全請求項と完全に一致する (請求項の削除、追加、並び替えが無く、請求項の文言が完全に一致する) (All the claims in the application sufficiently correspond to the patentable/allowable claims in the OEE application; or)			
<input type="checkbox"/> 請求項の対応関係は、以下の表に記載 (Claims correspondence is explained in the following table)			
	本出願の請求項 (Application Claims)	先行庁の対応請求項 (Corresponding OEE claims)	対応関係に関するコメント (複数の出願と対応する場合は、コメント欄に対応する出願番号も記載して下さい。) (Explanation regarding the correspondence)
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<b>E. 見解書、予備審査報告の第Ⅷ欄 (国際出願に対する意見) に対する釈明</b> (explaining any Box VIII observations of WO/ISA, WO/IPEA or IPER)			
<input type="text"/>			
出願人又は代理人 (Name(s) of applicant(s) or representative(s)) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。			
提出日 (Date) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。			
提出者 (Signature(e) of the applicant/representative) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。			

【物件名】 \*\*年\*\*月\*\*日付の拒絶理由通知書の写し及びその翻訳文

Copy and translation of Notification of Reasons for Refusal in the EGYPO on (date)

【内容】 Attach the copy of the document.

Use the same name as “【物件名】” under “【提出物件の目録】.”

【物件名】 \*\*年\*\*月\*\*日付の特許査定書の写し及びその翻訳文

Copy and translation of grant in the EGYPO on (date)

【内容】 Attach the copy of the document.

【物件名】 特許可能と判断された請求項の写し及びその翻訳文

Copy and translation of the claims indicated patentable in the report on the state of the art and written opinion in the EGYPO on (date)

【内容】 Attach the copy of the document.

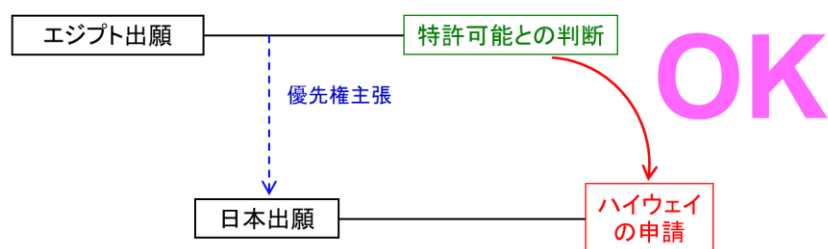
【物件名】 引用非特許文献1

Cited non patent literature1

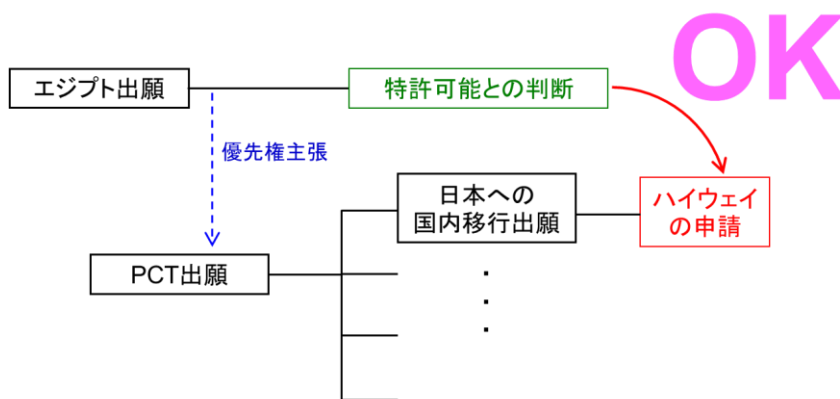
【内容】 Attach the copy of the document.

Note that in the case of paper procedure, the pendency period (the period between the request for PPH and the first office action) tends to be longer than on-line procedure.

A

要件(a) (i)を満たす事例  
- パリルート -

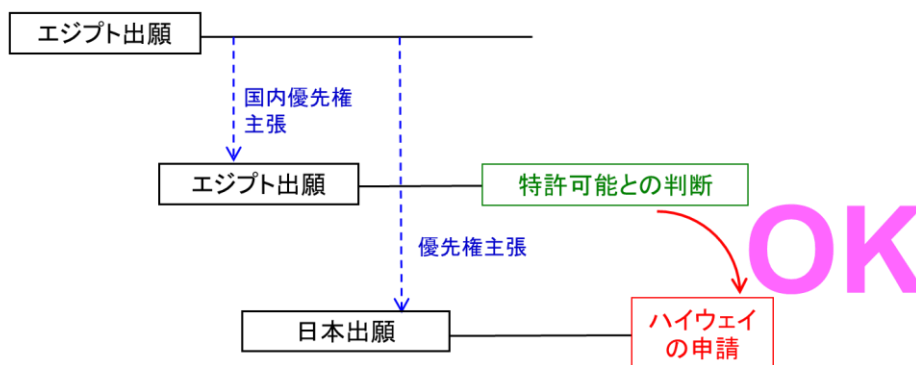
B

要件(a) (i)を満たす事例  
- PCTルート -

C

## 要件(a) (i)を満たす事例

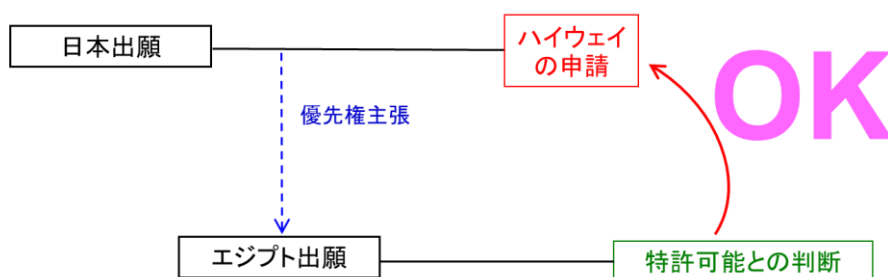
- パリルート: 国内優先権主張 -



D

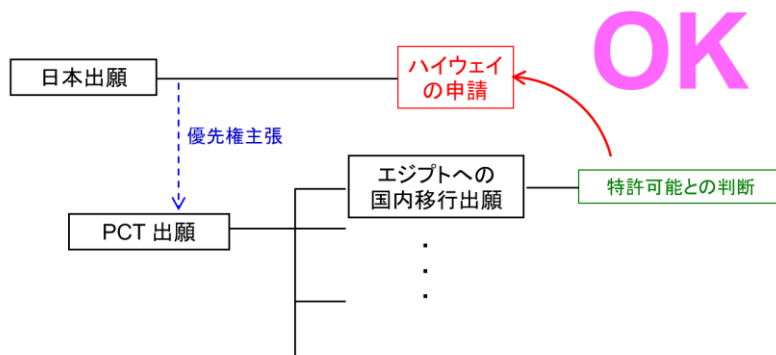
## 要件(a) (ii)を満たす事例

- パリルート -



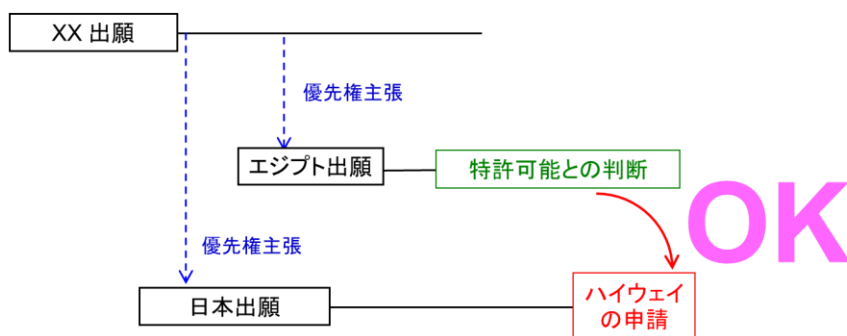
E

### 要件(a) (ii)を満たす事例 - PCTルート -



F

### 要件(a) (iii)を満たす事例 - パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -



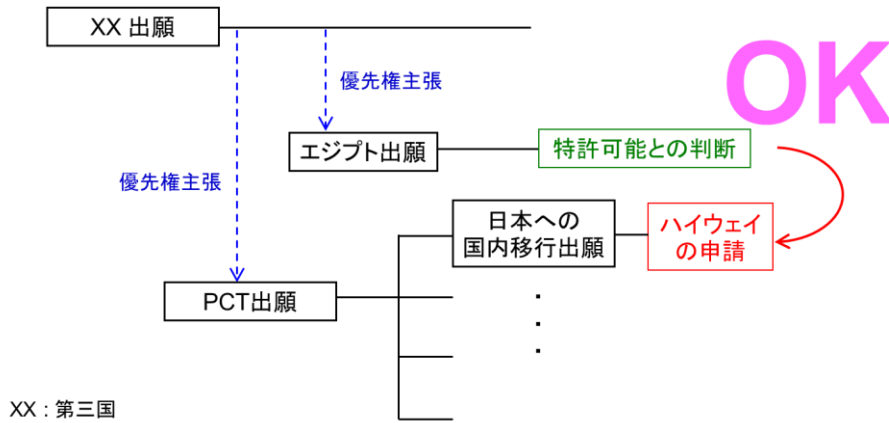
XX: 第三国



G

## 要件(a) (iii)を満たす事例

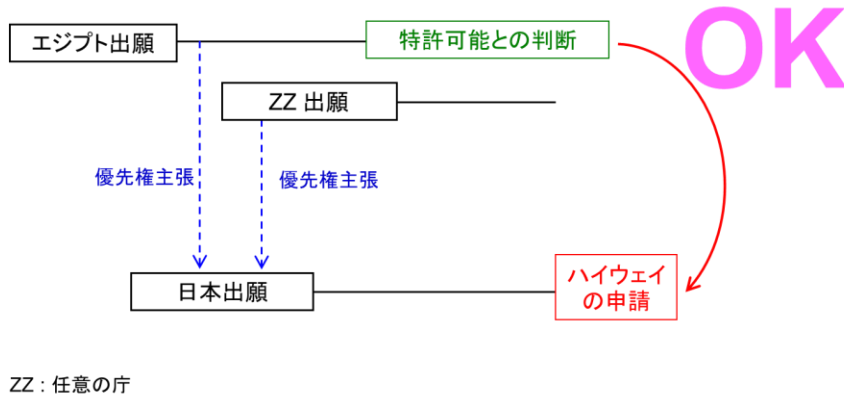
- PCTルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -



H

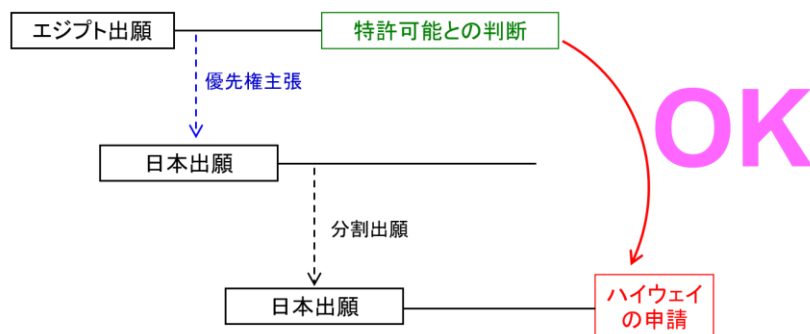
## 要件(a) (i)を満たす事例

- パリルート: 複数の出願に基づく優先権主張 -



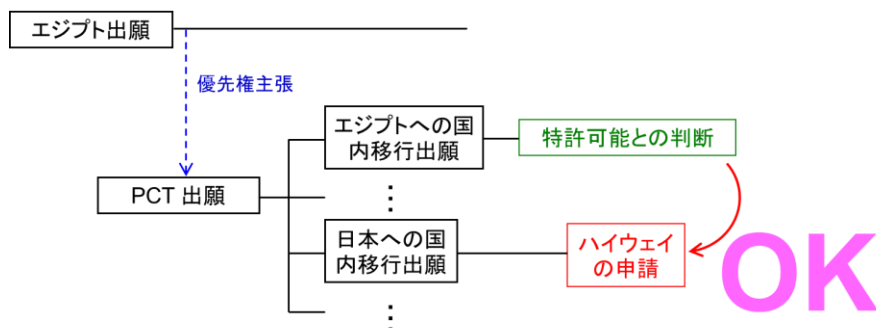
I

要件(a) (i)を満たす事例  
- パリルート:分割出願 -



J

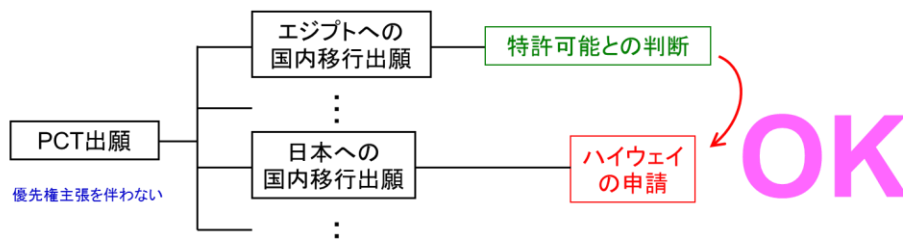
要件(a) (i)を満たす事例  
- PCTルート -



K

## 要件(a) (iv)を満たす事例

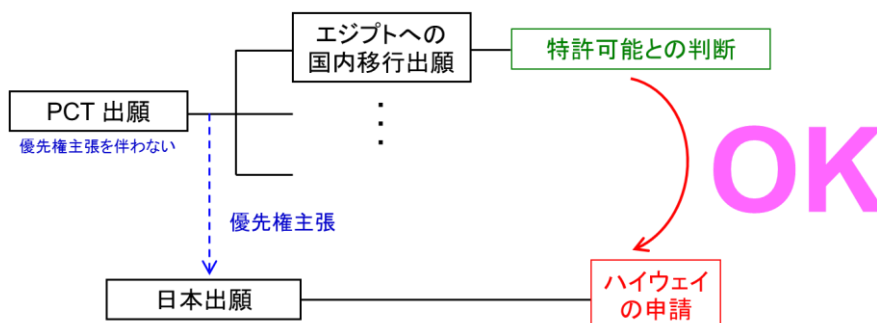
- 優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT) -



L

## 要件(a) (iii)を満たす事例

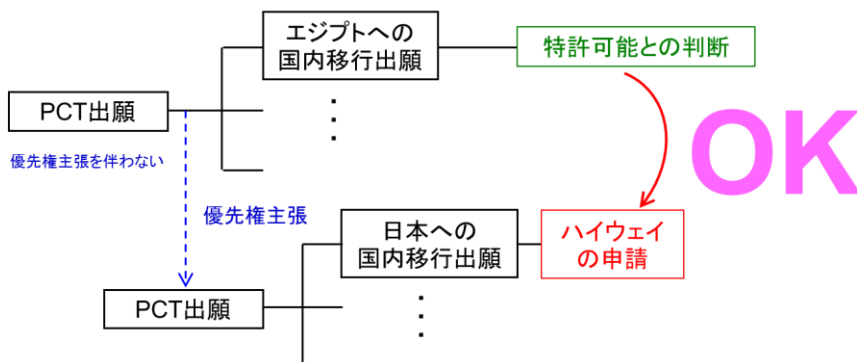
- パリルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



M

## 要件(a) (iii)を満たす事例

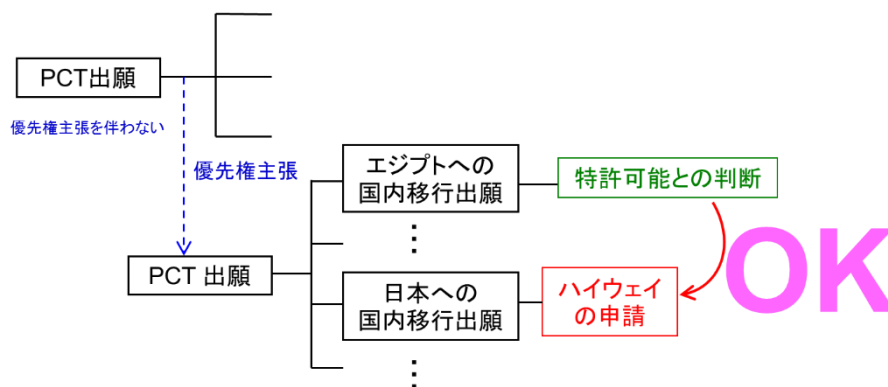
- PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -

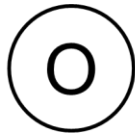


N

## 要件(a) (iii)を満たす事例

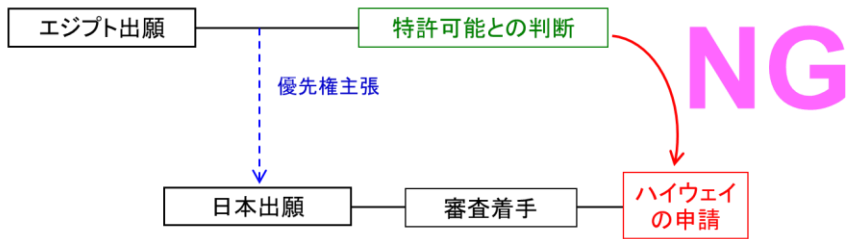
- PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



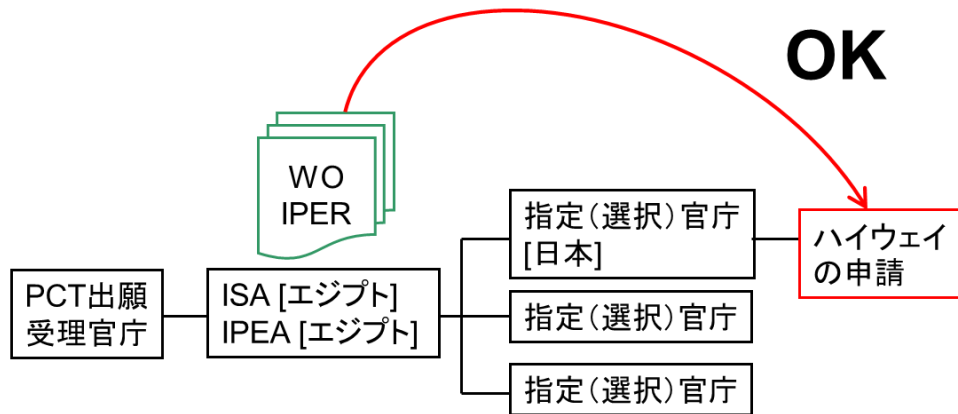


## 要件(d)を満たさない事例

- ハイウェイの申請前に日本国特許庁が審査着手 -

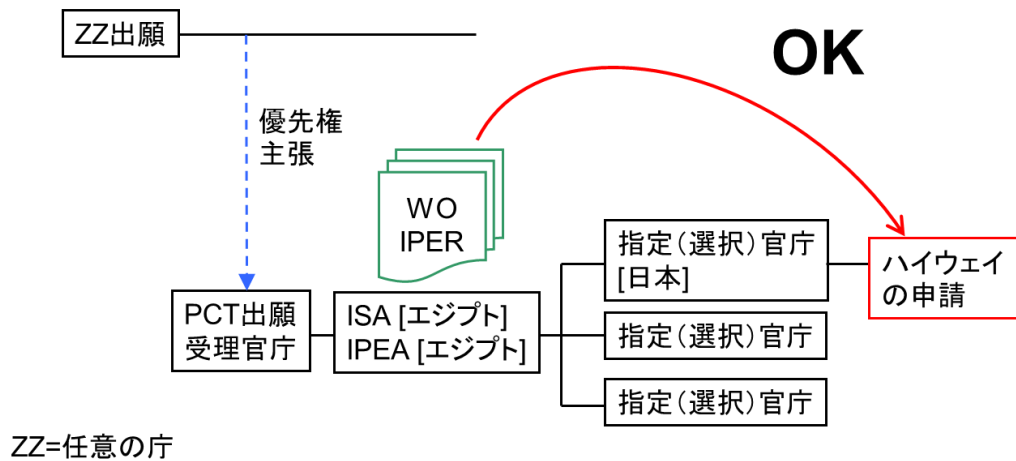


(A) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。



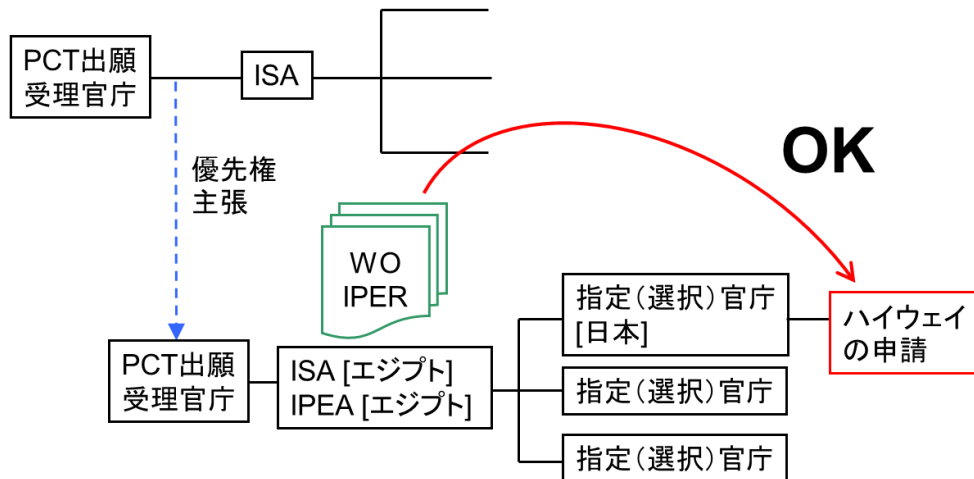
(A') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

(「対応する国際出願」が国内出願を基礎として優先権を主張している場合)

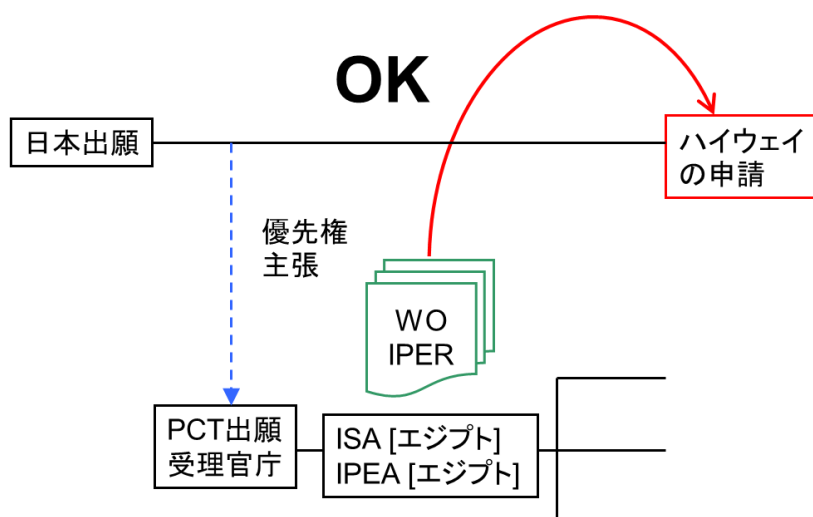


(A”)当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

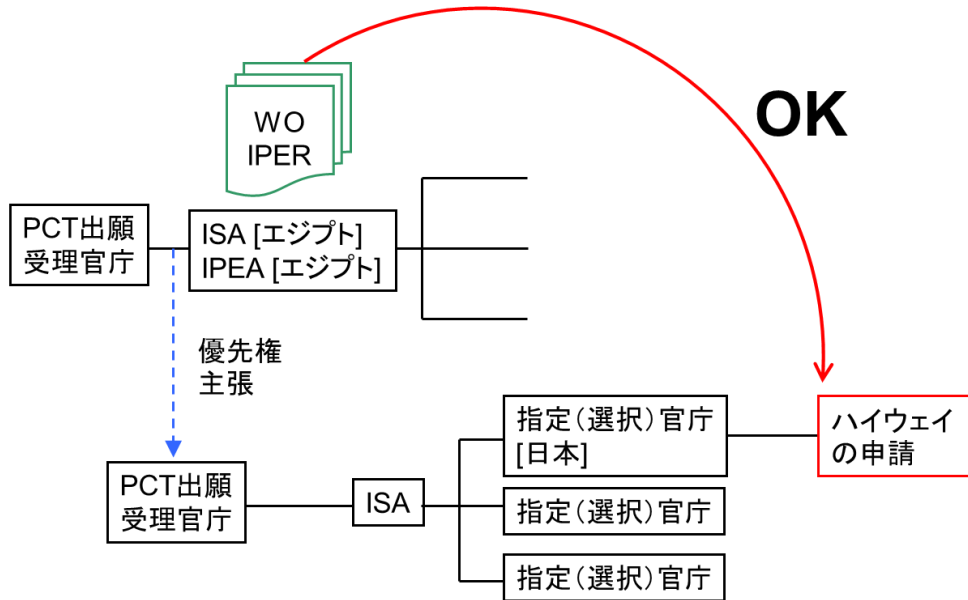
(「対応する国際出願」が国際出願を基礎として優先権を主張している場合)



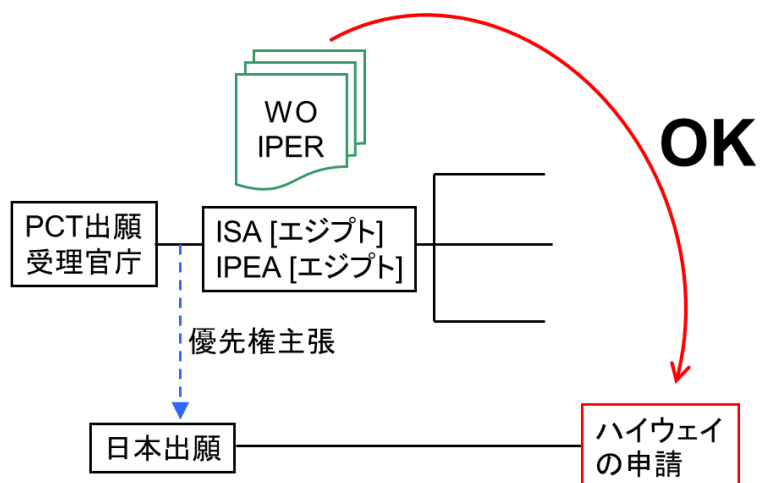
(B)当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となっている。



(C)当該出願は「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。

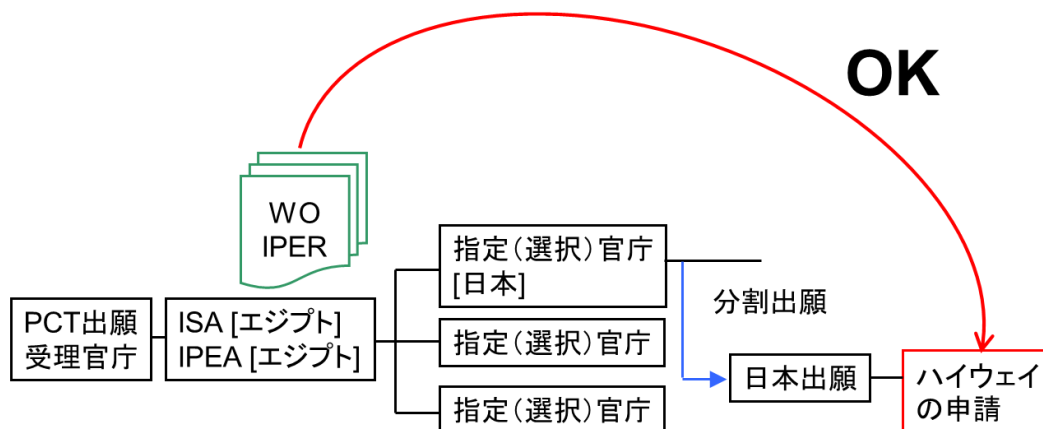


(D)当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」を国内／パリ条約優先権主張の基礎とする。

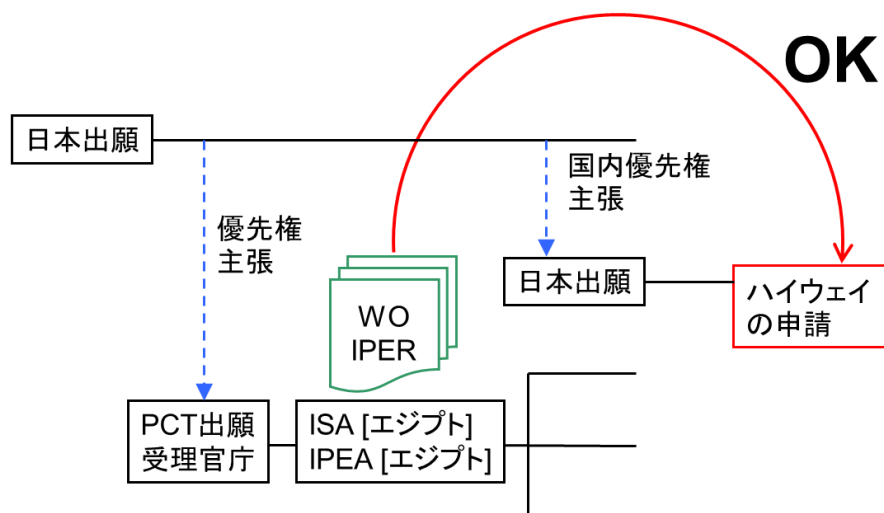




(E1)類型(A)に該当する出願の分割出願である。



(E2)類型(B)に該当する出願を基礎として国内優先権を主張する出願である。



(E3)類型(B)に該当する出願を基礎として優先権を主張する出願である。

